



つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する  
条例を公布する。

令和 4 年 3 月 23 日

つくばみらい市長

つくばみらい市条例第 1 号

つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正  
する条例

つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年つく  
ばみらい市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（6） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年  
法律第 117 号）第 2 条第 4 項に規定する選定事業により整備した公の施設について、  
同条第 5 項に規定する選定事業者に当該公の施設の管理を行わせようとするとき。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。